

第七回 参議院内閣委員会 會議録第二十四号

(五三二)

昭和二十五年四月二十五日(火曜日)午後二時四十五分開会

委員の異動

四月二十五日 委員石原幹市郎君辞任につき、その補欠として鈴木安孝君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

- 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(衆議院送付)
- 水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八郎) これにより内閣委員会を開会いたします。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案、これは予備審査であります。これを議題といたします。昨日衆議院の提案者から提案の理由の説明を聴きました。本日は委員諸君からの御要求によりまして、政府から援護局長田邊君が御出席でありますから、この際田邊君に對しまして質疑があるお方に御質疑をお願いいたします。

第一部 内閣委員会會議録第二十四号 昭和二十五年四月二十五日【参議院】

○政府委員(田邊繁雄君) 引揚同胞対策審議会は昭和二十三年の五月衆参両院において、引揚同胞対策に関する決議をなすたのでございますが、その決議の中に、引揚問題を処理することに、官民一体の合理的な解決に資する機関を設置しなければならぬということなのであります。これに基いて、国会におかれまして議院提出の法律案として引揚同胞対策審議会設置法というものが設定せられて、二十三年の九月一日からこれが施行せられたのであります。これは内閣総理大臣の管轄に属してございまして、厚生大臣が会長になり、委員二十名を以て構成されております。この委員は関係各省の次官、それから厚生大臣の認める引揚者団体の代表者及び学識経験ある者から選定されております。この事務をいたしましては、事務局長は厚生省の一級官吏の中から選ぶということになっております。私が事務局長の仕事を現在担当しております。この審議会が設置せられてから随分しばしば幹事会なり或いは審議会を開催いたしました。今日までに決議をした回数が十一回ございまして、その内容は引揚促進に始まりまして、定着援護或いは在外資産の問題等広汎に亘っております。この決議しました事項は内閣総理大臣に報告せられて、内閣総理大臣の方から関係各省に對しましてこの決議に副つて然るべく処置することを要望せられておるわけでありまして、この決議の内容は概ね各省においてこの法律に即応してそれらの措置が採られております。この決議の内容は大体において実現されつつある、かように存じております。引揚も段々と進捗して参ります。新聞等によつて御承知のような状態でございまして、まだ中共地区からの引揚という問題等が大きな問題として……中共地区の引揚が殆んどなされておらないのであります。又引揚の始末につきましては、行方不明者乃至は死亡者という問題をどうするかという問題も起つておるかように考へるのでございまして、それから従来取上げておりました問題で未解決の問題は、引揚者の外地財産の問題であります。この問題につきましては審議会でも只今いろいろと研究はいたしておりますが、なかなか政府に答申するだけの結論ができませんのでしきりと勉強いたしております。只今残つておる問題ではないかと思ひます。ただ引揚者の定着援護に關しましては、未だに引揚者の住宅問題が大きく残つております。この決議の趣旨に副つて政府ではいろいろと努力はいたしております。この法案を改正せられまして審議会の設置をもう一年延ばされるということにつきまして、引揚援護庁としては別段異議はないのでございまして。

○梅津錦一君 現在までの引揚状況がどうなつておるか、議員提出ではありますけれども、將來一年延期することに対して、當否に對する政府の見解を御説明願へば非常に結構だと思ひます。

か、これは各戸籍を調べればつきり分ると思ひます。この数字は現在の未帰還者の家庭ですから、或いは市町村へ行つて戸籍を調べれば大体分ると思ひます。どのくらい未帰還者があるか、こういうような調査は在外の、外地のことは分らなくても、こつちで当然帰還されるべき数字は分ると思ひます。死亡者を除いたの中には行方不明者があるかも知れません。この数字がどのくらいになつておるか、ちよつとお聴きたいと思ひます。

○政府委員(田邊繁雄君) 在外残留者の問題でございまして、実は引揚援護局といたしましては、帰つて来まして、引揚けて来る方の援護が主体でございまして、外地にどのくらい残つておるか、或いは死亡者がどのくらいあるかという問題は引揚援護局としては主管いたしておらないのであります。従つて私から答弁することをお断させていただきます。

○梅津錦一君 これは引揚同胞対策審議会がありまして、各戸別の調査をしらみ潰しにやつて行けば大体数字は出る等だと思ひます。それを何故やらないかという問題があるのですが、これに對しては政府の方から調査すべき費用が来ておらないのかと思ひます。この調査費がないために結局これができないのだと考へるのですが、現在引揚同胞対策審議会の方はどのような、予算を政府に要求しておるか、その点を聴きたいと思ひます。

策審議会におきます調査費と申しますのは、引揚同胞対策の決議をなすに必要な資料を集める、或いは実情を調査する、こういう調査費でございまして、費用も極めて僅かでございます。只今御不審のありましたような調査は当然これは政府の方でなすべきことであります。審議会といたしましてはそこまで手が延びないのであります。

○梅津錦一君 その調査は政府の責任においてやらなければならぬ等ですが、それに対する勧告は審議会でもやるべきだと思ひます。そのことに對しては勧告しておるか、その点をお聴きたいと思ひます。

○政府委員(田邊繁雄君) この点につきましては、引揚の実態調査につきましては一遍決議をいたしましたことがありますが、これは引揚者のいろいろな援護をやる上において引揚の実態が掴めない以上適切な援護はできないではないかというふうな決議があつたことはあるのであります。未帰還者の問題につきましては一々そういう点につきましてはまだ決議をいたしておらないわけでありまして。

○梅津錦一君 この際ですから希望して置きたいのですが、未帰還者も実態調査をするように、速かに審議会が政府に勧告することを希望したいのです。

○政府委員(田邊繁雄君) これは私事務長でございますので、さような御要望があつたことを委員の各位にお伝えして置きたいと思ひます。

○梅津錦一君 今の御説明の中で、在外同胞はどのくらいおるか、その人員の調査……現在国内にどのくらい未帰還者がおつて、その未帰還者の中に死亡者を除いてどれだけの数がある

○政府委員(田邊繁雄君) 引揚同胞対策

○政府委員(田邊繁雄君) 引揚同胞対策

○竹下豐次君 今の御質疑に關連しま

してちよつとお尋ねしたいのですが、未帰還者を梅津委員も言われたように二通りに分けることができます。一つは何年か前に外国に行つたのだということが、はつきりその本籍において分つておるのだけれども、その人が帰つて来ないというのと、もう一つは外国で生まれまして、さつぱりどういふ人がおるのやら、日本人でどういふ人が外国におるのやら分らないというのと二通りあると思うのであります。後の分についてはなか／＼調査ができな

いうお手伝をするのであります。先程

申しました引揚同胞対策審議会におきまして、引揚者の実態調査をする必要があるといふことは、引揚者の仕事の中で一体必要な資金はどのくらいであるか、或いは家のない者はどのくらいであるか、そういった具体的な調査をして、戸別に一人々々の名前を調べ上げて、それに基づいて戸別に調べるといふ趣旨ではなかつたのであります。その点先程の私の説明が足りなかつたもので或いは誤解を生じたのかも思いますが、尙未帰還者の調査についてでございますが、これは外務省その他に

基いて政府提出で提出された法案が可

決され、それで生まれてゐるものと、私達了解いたしてゐるのであります。先程の御説明では、議院提出で作られた法律のような御説明であつたと思うのですが、念のためにその点を質して置きたいと思ふのであります。○政府委員(田邊繁雄君) これは政府提出の法律でございます。○三好始君 ちよつと速記を止めて下さい。○委員長(河井彌八君) 速記を止めて下さい。○委員長(河井彌八君) 速記を始め

いたしますと、附則第七條の有効期限

の問題を更に検討する必要も生じて来るのじやないか、若し引揚を終つたならば、引揚者に関する国内での各種対策は、厚生省において厚生省御自身の事務として取扱ふことにして、特別の引揚同胞対策審議会であるとか、引揚援護庁のごときものは必要がなくなるのではないかと、いろいろ見方もあり得るわけでありまして、そういう点についてのお考を承りたいと思ひます。○政府委員(田邊繁雄君) 最初に引揚援護庁の存続の問題についてお話し申し上げたいと思ひますが、引揚援護庁は指令によつて設置されておりました、これは引揚が終了したときには引揚援護庁は閉鎖する、あと一ヶ年を限つて引揚の残務を処理する機構を置く、こういうことになつております。従いまして引揚が終了いたしましたあとは残務を処理いたしましたあとは社会局なり厚生課に事務を引渡すことになつておりました。それから引揚同胞対策審議会の使命をいたしました、引揚促進といふことを大きく取上げておりましたが、その外に引揚者の更生対策といふことが大きく取上げられております。それから在外資産に関する事項を大きく、取上げてあります。従来活動状況を見ますと、委員会の重点は引揚者の更生対策といふ点に重点が置かれておるのであります。この点につきましても、従来数々に亘つて主要な項目については決議を済んでおります、引揚同胞対策審議会としての答申の大体の使命は済んでおるのじやないかと、かように考えております。併し先程申し上げましたように、まだ在外資産に関する問題につきましてもは問

題が残つておりますので、これは非常に

にむづかしい問題でありまして、目下勉強中であるという状況でございます。いつまでこの審議会を置く必要があるかどうかといふことにつきまして、私共の方としましては、引揚援護庁という関係から只今、今年の八月でなくしてしまつてよろしいかどうかといふことになりまして、これは延びた方が引揚同胞対策を今後援護庁でいろいろ推進して行く場合に便宜であらうと、かように考えております。○委員長(河井彌八君) この案につきましても質疑は大體この程度でよろしうございませう。○委員長(河井彌八君) 予備審査でありますから、今日はこの程度に止めて置きます。御異議ありませんか。○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。○委員長(河井彌八君) 次に水産庁設置法の一部改正案、これを議題といたします。水産庁設置法の一部改正法律案は修正の意見が出ておりました、これに對して司令部から承認が来ておる趣であります。そのことを申上げて置きます。水産庁設置法の一部を改正する法律案につきましても、すでに質疑は終了したものと認めまして討論に入らうと思ひますが御異議ありませんか。○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは御意見のある方はこの際、御意見をお述べ頂きます。

○三好始君 水産庁設置法の一部を改正する法律案につきましては、水産委員会に付託されました漁港法が先日成立いたしました結果、本案の漁港法に関する規定の部分を整理する必要がありますと存じます。

そこで本案に対する修正案を提出したいと思うのであります。修正案文を朗読いたします。

水産庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五條の改正規定中「三號」を「四號」に、第十號を次のように改める。

十 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行う者に対する許可、認可、指導監督及び助成に関する事務を処理すること。

十一 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関する事務を処理すること。

附則を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 漁港法(昭和二十五年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中水産庁設置法第四條を改正する部分の規定を削る。

修正案は以上の通りであります。これは全く漁港法成立に伴う條文の整理に過ぎないわけでありまして、それ以上の実質上の内容を持つておるわけではございません。当然の整理として以上の修正を必要と存するのであります。本修正案を提出いたします次第であります。

○委員長(河井彌八君) 三好君の提出されました修正案につきまして何か御

意見あります。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。別に御発言もないと認められますから、水産庁設置法の一部を改正する法律案、これに三好君の提出された修正案を入れて修正されたものとして採決いたします。これに賛成の諸君の挙手を願います。

〔議員挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。よつてこれは修正をして可決するものと議決いたしました。

本案についての委員長の報告は例によつて委員長にお任せ願ひとう存しますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

向賛成の諸君の御署名をお願いします。

多数意見者署名

小杉 繁安 町村 敬貴

伊達源一郎 カニエ邦彦

梅津 錦一 三好 始

○委員長(河井彌八君) 次に労働省設置法等の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

○三好始君 本法は前回はもとほは質疑を尽くしたものと考えられますので、討論採決に入れられんことの動議を提出いたします。

○委員長(河井彌八君) 三好君の本案に対しては、質疑を終了したから討論に入り採決をするという動議であります。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それではさうに決します。御意見のある方はお述べを願います。

○梅津錦一君 二点あるのですが、労働基準監督官の研究期間の問題と、これに要する費用の問題ですが、この期間を成るべく将来においては拡充するように、費用はこれに伴うだけの十分用意をして、政府は然るべく用意して貰いたいことが一点、尙研修所の研修官で、指導員に対する人選は、公平妥当、学識経験とも最高な者を選ばね、選定されんことを希望いたします。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言がありませんならば、本案を採決に付します。労働省設置法等の一部を改正する法律案、これについて賛成の諸君の挙手を願います。

〔議員挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。可決すべきものと決定いたしました。

つきましては委員長の報告は委員長にお任せを願ひとう存します。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

尙本案に賛成の諸君の御署名をお願いします。

多数意見者署名

小杉 繁安 町村 敬貴

伊達源一郎 カニエ邦彦

梅津 錦一 三好 始

城 義臣

○委員長(河井彌八君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

農林省設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。昨日に引き続きして御質疑を願います。

○梅津錦一君 木炭事務所の残務整理の問題ですが、すでにその残務整理期間が相当過ぎておると思うのですが、先般名古屋地方に参りましたときに、名古屋にある中部日本燃料株式会社の一例ですが、中部日本燃料株式会社が、この未回収の金額が概算六千四百万円、このうちすでに中部日本燃料に小売業者から払込済の金額が四千二百万円、尙小売業者が手持としておる金額が一千万円と、こういうような金額があるわけです。これが薪炭特別会計上から流れ出ておる額です。この流れ出ている金は明かに中部日本燃料株式会社が使込んでしまつた、或いは木炭を山積みにしてそれが盗難に遭つたり、或いは破れて炭が破棄された、こういうようなことはあると思うのですが、余にも金額が多過ぎると思うのです。こういう会計を国の費用でやるのが当然であるか当然でないかという問題になると思うのですが、当然この責任は農林省並びにこの愛知の薪炭事務所が解決すべき問題だと思つて、こういうような問題がこれは一例ですが、諸処に私はあると思うのです。こういうような問題を国民の税金から、こういうものを負担することが果して妥当であるか、妥当でないか、この点も考えて見たい、こう思うのです。これはただ一つの例ですが、外にもこうした例があるために二十数億の金がこうした形で支払われる。言い換へれば、国民から吸収されたところの税金が国民のためにならずして、一部の人のものになるということが国家財

政上、行政上どういふものであるか、こういう点に対して農林大臣の御見解をお聴きしたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) これは今林野関係の政府委員がおりませんので細かい数字を申し上げかねますが、三月末会計が終了するときの概算をいたしまして、政府の債権として取上げるものは約十五億程になつておるのであります。今回会計法を廃止しましたために、この処理のために九億の証券の発行を認めて頂きまして、そうしてこの十五億の整理を今清々と進めておるのであります。これが元了いたしました。

先に御承認を願つて一時繰入れました五十四億七千万のうち約五億四角程が戻るといふ勘定になるのであります。この十五億といふのは御承知の十ヶ年の焦げつきになつておりますので、今お話のようなものにつきましては、これは或る程度の値引もし、どうしても見込がないものは見込がない、或いは帳簿上どうしても内容のつきりしないというものはこれを切り下げるというふうな方針を取りまして、今この債権の取立てに鋭意努力をいたしておるのであります。従つて或いは行政訴訟等の関係からいいたして、こういうふうな債権の取立てというこにも努め、今各残つております事務所におきましては、この残務整理を懸命に急いでやつておるわけであり

ます。

○梅津錦一君 債権が……言い換へれば業者が政府に対して支払うべき金があるわけで、薪炭に絡んで……若しこれが取れない場合は、財産の差押えまでも木炭業者に対してやるかどうか、その点をお聴きしたいと思ひます。

税庁に対しても交渉をいたしました。更に林野庁に対しても、林野庁からも国税庁に対して交渉することを依頼いたしました、幸いにしてこれは治まつたようでありました。併し各税務署がその徴税の、つまり成績を競つて挙げるというのを考えておきますと、行懸り上こういうことは一太田原だけでなしに今後各地に起り得ると思ひます。この点につきましてはどうぞ一つ当局として十分に考慮を加えて、常識に基づいての適正な課税があるようにこれを取計らつて頂きたいということを、丁度梅津君の御要求がありましたから、ついでにそのことを申上げて置きます。

それからもう一つ、一、二ついでに伺います。農林省所管である公団等におきまして、最近随分いろいろ不正事件があるように新聞等に見えるのであります。これらに対しまして、政府としてはどういふ態度を以て臨んでおられますか、一つはつきりしたことを承りたい。

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたしますが、公団の問題につきましては、経済警察庁なり会計検査院が一応詳細な監査をいたしまして、その監査の結果を各省関係に分けて内示がありまして、又公団直接にもあつた監査の結果は文書を以て報告されておるのであります。農林省におきましてはすでに廃止いたしました公団もございまして、尙肥料、食糧、油糧が残つておるのであります。これらの公団に対しましては、総裁に対して十分なる警察庁の成績について不正なことに對して対処するよう注意を与えておるわけでありまして、たゞ／＼廃止いたしましたばかりで

料公団に不当な浮貸ができておりましたので、今警察庁が調査いたしておるわけでありまして、その他の公団におきましてはもうこのことのないように国家に赤字によつて損害を来たさないように、十分なる注意をいたしておるわけでありまして。

○委員長(河井彌八君) 尙公団ばかりでなしに、例えばこれも新聞の記事でありますから、例へばならんかも知れませんが、食糧事務所等において、或いは北海道とか或いは愛知でしたか等において面白くない事件が発生してあるやうであります。これはやはり内閣委員会といたしましては、綱紀を肅正するということが重大な使命の一つになつておる關係上、それらの点について農林省としてどう取扱うかということについては、ただ裁判の結果を見なければ分らんということではなしに、行政取扱としてどうするか、もつと更に進んでは綱紀を肅正しておる点からどういふふうに見るかというやうなことに、大體の御所見を伺いた

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたしますが、これは徳島県の食糧事務所違反が発見されて、その問題が各府県の食糧事務所にないかと警察庁の方面から調査を始めたのであります。これは全国の食糧事務所に対し一応調査すること存じておりますが、現在では二十三府県と報告を受けておるのであります。調査を受けておるものに対しての不正事件と名付けられるものについての調査が今進行されておるのであります。内容に時期は、私としての意見を申上げる時期ではないと存じますが、それは末端の出

張日給の旅費というものが十円ずつ支給されておつたのであります。十円の出張旅費では到底できないというので、昨年これを大減省との協議の下に、六十円でありましたか、七十円でありましたか、増額したことにいたしましたのであります。その出張日給旅費が出動した日と合つておる合つてないかという点を調査しております。たまたまそういうことが行われたので、末端は喜んでゐる、そういうことは中央において職員組合が努力した結果であるから、中央におる職員組合の方へ礼をしるというやうな組合の要求、これを地方から吸い上げたということでありまして、そういうふうにして中央の労組の方ですか、職員組合の方ですかの経理に当たつたというものが吸上げという問題になつておるのであります。もう一つは、県内の米の輸送はその事務所の所長の権限に委せておられて、県外の輸入は公団がこれをブールしておるわけでありまして、ところが徳島県で発見されたのは空輸送、県内における空輸送ということが通運会社との結託であつたという実例がありましたので、そういうことが外の県にもあるかないかということ、今警察庁が調査いたしておるのであります。或いは徳島県以外にもそういう問題があるのではないかと、この報告を受けておるのであります。この報告を受けておる、私といたしましては監督の責任上、食糧庁の長官に對しては迅速に内容を調査し、又事件の経過等も具さにそれ／＼調査をさせておるわけでありまして。

○委員長(河井彌八君) 大臣はお急ぎのやうでありますから……

○梅津錦一君 一昨日だと思ひますが、食糧公団の職員が……食糧公団が廃止になつて、解散したのである。新聞では一〇万といふことになつておりますが、実際にいふことは二万くらい国会にデモをやつた者があるわけですね。あのデモの内容は、公団が廃止になるに際して、臨時措置で前には木炭事務所の廃止の場合には、多分在職年限一ヶ年に對して二・五倍の退職金が出るのだと思ふのです。従つて食糧公団においては二ヶ年になりますから、二・五倍です。それから大体五ヶ月分、この五ヶ月分の退職金によつてこれを営業資金に予定しておつたところが、予算はもうすでに通つておるわけですが、然るにこれが俄然一・五ヶ月分になつて、五ヶ月分のところ合計三ヶ月分打切られる、これではとてもやつて行けないといふのがデモのゆゑなんだと思ふのです。それで官房長官にある組合の代表は會つていふと思ふのですが、その後これがどういふふうになつておるか。五ヶ月分が三ヶ月分といつてどうしても動かないといふか、将来これに對してなんと五ヶ月分の支給が可能か、この点について農林大臣の御所見をお伺したい。情勢の推移も重ねてお聞きしたい、こう思ふのです。

○国務大臣(森幸太郎君) お答えいたします。政府の責任をいたしましては、そういう場合における予算を組めばいいのであります。そういう給与の關係は今内閣から人事院に移されておるので、人事院の責任としてこういう場合にはこういう給与をすべきだといふことをやるのが建前でありまして、今内閣の給与の仕事が人事院に移されてしまつたわけでありまして、併し今この

問題を彼これ申しておる場合ではないのであります。昨年の行政整理におきましては、あれは或いは止むを得ないといふやうないろいろの事情がありまして整理したのであります。現在公団につきましては、この六月、九月、十一月と季節は変わりますが、その公団自体がなくなつてしまふ、こういう状態でありまして、今までのやうな行政整理とは非常に趣を異にして、おる。全く何もなくなつてしまふ、こういう状態でありまして、先般来この問題については各公団の総裁等も非常に心配いたしておられます。又政府といたしましては、現在行政整理の例に倣うことができない法の建前になつておるのであります。併し何とかしてこれは整理しなければならぬ気の毒な事情があるから、本日も閣議に切り離して公団の行政整理は特別に考へべきものであるといふ申合せをいたしまして……併しこれは關係方面との折衝が要るのであります。ポツ令で出しますか、或いは法律としてそういう給与規定を出すか、どちらかの道を選ばなければならぬのであります。今日も本多國務大臣は閣議の情勢を持つて先方と交渉いたしておるのであります。できるだけ政府といたしましては、この公団の廃止に對しましては特別に取計らいをいたしたいと、かように助力を續けておるやうなわけであり

○梅津錦一君 給与の問題に對しては、それは人事院の責任下にあると思ふ。併しながら政治上の問題から考えれば、すでに予算を編成している以上は、それは支給するために予算編成を

やつたと思うのです。ですから責任はないと言つても、この問題には誠意を盡して関係筋に當るべきだと思つて。で若し関係筋に對して了解が得られないといふことになれば、これは政治上の責任を負わなければならないと思つて。これは人事院のことであるから、政府は予算を編成すればそれで責任は負つたといふ考ならば、これは少くとも政治上の責任を放棄したと、こゝ私

は考えるのですが、特に官房長官並びに総理の熱意ある関係筋との交渉をお願いしたいと思つて。特に食糧公団の問題に對しては、農林大臣の當面の関係するところでありますので、このことを農林大臣として官房長官並びに総理大臣に對してどのような熱意を持つておられるか、この熱意の程を御披露願いたいと思つて、こゝ考へます。

○國務大臣(森幸太郎君) 決して私は責任を回避しておるわけではない。ただ法の建前を申上げただけでありまして、予算はすでに編成されております。併しこの予算を執行するについては、現在の規定におきましては彼らの要求、又政府の考で支給でき得ない。それで衆議院の人事委員会においては議院提出出したらどうかといふようなことも研究されているのであります。いづれにしても法律化しなければこれを進めないのであります。それで閣議の情勢がどういふふうにかへておるのか、これは総理初め閣議におきましては、普通の行政整理と違つて特に公団の職員に對しては特別の取計らいをしてやりたいといふ氣持で、あらゆる方面に對して手を尽して

おることを御了承願ひたいと存じます。

○梅津錦一君 重ねて……若しこれが遅延するといふことを恐れる余り、早急に法律化することに御努力をお願いしたい、こゝろ思ひます。

○委員長(河井彌八君) 速記をちよつと止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○梅津錦一君 農林省の資料調整事務所が地方庁に移管されると、相当数の犠牲者が出るわけですが、この犠牲者の言い換えれば整理される者の誠意、完全雇傭の準備ができてゐるか、できていないか、非常に問題だと思つて。一人であつてもこの問題は等閑視することはできないと思つて。数の問題ではないといふことなんです。この点がはつきりしないといふのは法案が延びるかもしれない、通過が延びるかもしれない。これは止むを得ないと思つて。これに對する、政府のしつかりした態度をお聴きしたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) 資料事務所の職員の問題につきましては、すでに予算編成當時から相當に圧縮を見ることが予定を持つておりました。これが配置転換について極力努めて参りました。大抵昨年度昭和二十四年度において、二千五百名程度のものが、二十五年度においては千五百名程度に圧縮を見ましたので、これだけの人をそれぞれ適応性に應じまして、できる限り農林部内において、例えば統計の方に向く人は統計の方に向けるといふようなこと、それから更に資料事務所に

出て資料事務所に勤務しているという人も相當ある。或いは県庁の方から来ている人も相當ある。そういう人々については極力配置転換の手続をやつて参りたい。勿論中にはこの際勇退したいといふ人もあります。これは希望によりまして、決してこちらから無理に辞めさせるというのでなしに、希望によりまして、そういう人もありますけれども、これはまあ比較的少数で、大部分は農林部内、それから特に資料事務所のようなところ、或いは食糧事務所のようなところ、それらの経歴なり或いは出身、その特性に應じまして配置転換を極力計画して参ります。尙今同地方庁へ事務そのものが移管になりますにつきましては、そのエキスパートである今までやつてゐる人を或る程度探つて貰ふといふことの話を進んでおります。大体において全員、お話を

よる無理な、いわゆる整理と言いますか、そういうことなしに何らかの形で転換はかたがつくといふ見通しを持つております。

○梅津錦一君 只今の御説明でよく分りました。併しながら今の発言に對して十分信頼してよろしいか、信用してよろしいかといふことをこの際念を押したいと思つて。事実が証明いたしますから、この際はつきり承りたい。

○政府委員(平川守君) 御信用を願つて間違ひがないと思ひます。

○梅津錦一君 そうすると大体完全雇傭の形にそれが入つて行けるということとで間違ひございませんか。

○政府委員(平川守君) 間違ひありません。

○カニエ邦彦君 今の問題ですが、これがただ単に資料調整事務所だけでな

くして、木炭事務所も、或いはこの法律案によつて廃止せられる機関の全部門に亘つてそういうような犠牲者が、数が少い多いに拘らずではいけないかといふことを、実は資料調整事務所に関してはそういう懸念はないと思ひます。又そういうことにならない自信を持つておりますといふような答弁が今あつたのですが、実際は各資料調整事務所にしても、木炭事務所その他にしても、或いは地方庁の方に売込みに行くとか或いは地方庁の方ではどうしても採れないといふ人は、それらの関係しておるところの民間会社等に又売込みに行くとか、そういうようなことをして、本省としては地方の長に責任をおつかせておる。そこで地方庁では、地方の責任者としては、できるだけ努力をして見た。併しながら尙そこに最後に何人かが残つてどうにもならないといふものが、現実に各地方出先機関を調べるとそういうものがあるといふと、このように聞くのですが、これが、数はいろいろ、今日まで努力されて僅かの数にはなつておると思つて、こゝういふものに対して絶対責任を持つて、そういう失職者を出さないといふことが、ただ資料調整事務所だけではなく、この法律案によつて廃止されるところの機関によつて生ずる人々の保証といふことの責任が取れるのですか、持たれるのですか。

○政府委員(平川守君) 私は今資料調整事務所のお話でありましたので、実は資料調整事務所は私のところで直接所管しておりますので、今まで、資料調整事務所の職員についての配置転換の問題をずつとやつて参りました関係

上、そういう意味の失職者を出さないで済むという報告を受けておるわけでありまして、併し全体の法制の建前といひましたのは、お話の通り廃止されるので、それだけの定員が減るわけでありまして、それだけ減る者について絶対に一人も役所を止める者はないといふことは理論上申せないと思ひます。ただ併しこれについても實際問題としてはそれらの所長なり担当の責任者において、従来の慣習から見まして、できる限りいろいろな斡旋をいたし、又配置転換に努めて、極力そういう失業者のような者をなくするといふ努力をいたしておることは勿論であります。そういう意味において、そういう被害者は最小限度に止めるというこゝに努めておるといふことは言えると思ひます。資料事務所におきましては私が直接担当いたしましたので、現在までの報告ではそういうような人はなく、こゝろ報告を受けておるわけでありまして。

○カニエ邦彦君 尙資料調整事務所その他の、この法律案によつて廃止せられるところの機関に對して、詳細な数を、これは大きな数字じやないと思ひますから直ぐに分るのじやないかと思ひますが、一応今日、明日にでもまとめて資料を出して見て下さい。辞める人の数、仮にこれだけの数はこれは地方庁に引取つて貰ふ、これだけの数は、農林省部内で消化する、尙これらのものは民間の方に話がかゝる、尙現在どうにも話がかゝらない分がどれだけあるといふことですね、これは大体資料調整事務所の方はそれで分つておるだらうと思ひますし、又木炭事務所の方も

各委員会でそれらの廃止される分野も大体分つておると思います。そこで大体それがどのくらい実際にあるのかということ、これは我々は勿論、政府の行政のやり方によつてそれらに早く法案を審議しなければならぬが、併し非常に事が重要な問題でありますので、その資料を至急に、今日、明日にでも出して貰いたいと思います。

○政府委員(平川守君) 承知いたしました。

○梅津錦一君 この法案はこの程度で次会に譲つて貰いたいと思います。尙研究する点があるのではないかとこう考えます。

○委員長(河井彌八君) 梅津君から本案の審議は今日はこの程度に止めておこうという御発言がありました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○城義信君 異議はないのですが、結論は同じだけれども、まだあといろいろ質疑を続行するのですか。大体済んだのじゃないですか。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を初めて。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後四時十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 カニエ邦彦君
委員 梅津 錦一君
小林 繁安君
城 義臣君
竹下 豊次君

国務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

政府委員

厚生事務官

伊達源一郎君

引揚援護局長

町村 敬貴君

農林事務官

三好 始君

(大臣官房長)

田邊 繁雄君

農林事務官

平川 守君

(農業改良局長)

磯邊 秀俊君

農林事務官

山本 豊君

(水産庁次長)

新谷寅三郎君

労働政務次官

富樫 總一君

労働事務官

(大臣官房)

総務課長

昭和二十五年五月十七日印刷

昭和二十五年五月十八日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁